

変更届出書と添付書類

(通所介護・通所リハ・介護予防通所リハ)

○届出について

事業の内容に変更があったときは、変更届出書等を千葉県健康福祉部高齢者福祉課に郵送で提出してください。

【変更届に必要な書類】

1 変更届出書（様式第一号（五））

2 付表（通所介護：付表第一号（六） 通所リハ：付表第一号（七））

※介護予防サービス事業も同様の付表を使用してください。

3 添付書類（下記の添付書類一覧に記載されている書類を添付してください。）

添付書類一覧

変更項目	添付書類	届出日
1 事業所の名称	運営規程	変更後 10 日以内
2 事業所の所在地 *市町村外へ移転する場合は、事業所番号が変わります。 *通所リハビリテーションについては、新規指定の取扱いとなります。	平面図（標準様式 3）・写真・運営規程	変更後 10 日以内 （市町村外に移転する場合は事前）
3 申請者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名、生年月日及び住所 *移転に際し、法人の電話、FAX が変更になる場合、変更届出書に記入してください。 *変更届出書に代表者のふりがなを必ず明記してください。	履歴事項全部証明書	登記終了後直ちに
4 登記事項証明書・条例等（指定にかかる事業に関するものに限る）	履歴事項全部証明書	登記終了後直ちに
5 事業所の建物の構造、専用区画等	平面図（標準様式 3）、写真、設備・備品等一覧表（標準様式 4）	変更後 10 日以内
6 事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所 *管理者を除く職員（生活相談員、看護職員、機能訓練指導員）の変更については、届出は不要です。	通所リハの管理者の場合は資格証の写し	変更後 10 日以内
7 運営規程	①従業者の職種、員数及び職務の内容 ②営業日及び営業時間 ③利用定員 運営規程・勤務形態一覧表（標準様式 1）	変更後 10 日以内

	その他	運営規程	変更後 10 日以内
8	事業所の種別（通所リハのみ） ・病院若しくは診療所又は介護老人保健施設 若しくは介護医療院の別	・病院、診療所において行う場合は、使用許可証の写し	変更後 10 日以内

※上記変更項目が、利用者の定員の増加に伴うものである場合は、当該居宅サービスに係る事業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付してください。

○ 記入の際の留意事項

- ・ 変更届出書には、変更前変更後の内容を必ず記載してください。

(問い合わせ先) 〒260-8667 千葉市中央区市場町 1 - 1

千葉県健康福祉部高齢者福祉課介護事業者指導班

043-223-2386・2395・2834